

妊娠したら

①妊娠届・母子健康手帳

医療機関で妊娠していると診断されたら、すぐに妊娠届を提出しましょう。全妊婦さんと保健師等が面接を行います。母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、マタニティマークグッズをお渡しします。

※妊娠届出は原則妊婦ご本人が行ってください。届出には妊婦の個人番号が確認できるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号通知書、個人番号の表示がある住民票）が必要です。



②妊婦一般健康診査・超音波検査

お母さんとお腹の中の赤ちゃんの健康を守るために、全妊婦さんを対象に、妊婦一般健康診査受診票を14枚、超音波検査受診票を6枚発行します。定期的な健診を受けましょう。

③妊婦訪問

全妊婦さんのご家庭に保健師等が訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。妊娠5ヵ月以降にご連絡し、訪問します。



一届出先ー 保健福祉課 健康推進係

☎：23-4044

子育て世代包括支援センター

当別町では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をするため、医療機関や子育て支援機関、保育所、幼稚園等の関係機関と情報を共有し、連携して支援をしています。妊婦訪問やすすく相談（予約制の子育てに関する相談日）などの他、随時相談を受付けています。お気軽にご相談ください。

相談は保健師等が電話や訪問にて対応します。

保健福祉課健康推進係

当別町総合保健福祉センター「ゆとろ」内

☎：23-4044

メールアドレス：hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp

④産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヵ月間（産前産後期間）、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。

＜対象者＞

「国民年金第1号被保険者」（妊娠85日（4ヵ月）以上の出産、死産・流産なども含む。）で、出産日が平成31年2月1日以降の方

＜届出時期＞

出産予定日の6ヵ月前から届け出可能です。

＜届出に必要なもの＞

- ・母子健康手帳等出産日のわかるもの又は出産予定日のわかるもの
- ・基礎年金番号のわかるもの



—届出先— 住民課 戸籍年金係

☎：23-2463

⑤産前産後期間の国民健康保険税の軽減

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヵ月間（産前産後期間）、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民健康保険税（所属割・均等割）が軽減されます。

＜対象者＞

当別町国民健康保険に加入している方で、出産日が令和5年11月1日以降の方（妊娠85日以上の出産、死産、流産、早産、人工妊娠中絶も含む。）

＜届出時期＞

出産予定日の6ヵ月前から届け出可能です。

＜届出に必要なもの＞

- ・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ・届出者の国民健康保険証及び本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- ・母子健康手帳等出産予定日（出産日）や妊娠の状況が確認できるもの



—届出先— 住民課 国保・後期高齢者医療係

☎：23-2467



⑥助産施設制度

出産時に経済的な理由により入院することができない妊産婦が、低額の費用で入院助産を受けることができる制度です。

<対象者>

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 当該年度分の市町村民税非課税世帯
- ③ 当該年度分の市町村民税が均等割のみの世帯
- ④ 当該年度分の市町村民税所得割額が 19,000 円以下の世帯で特別の事情が認められる場合

<費用>

市町村民税の額により自己負担を求めることがあります。

<必要書類>

- ・ 助産施設入所申込書
- ・ 健康保険証または社会保険加入証明書
- ・ 世帯全員の市町村民税所得課税証明書
- ・ 母子健康手帳
- ・ マイナンバー（個人番号）確認書類
- ・ 本人確認書類



— 申請先 —

石狩振興局保健環境部社会福祉課
子ども子育て支援係

☎：011-204-5862





赤ちゃんが生まれたら

①出生届

出生届出は、赤ちゃんが生まれた日から、14日以内に本籍地、住所地、出生地いずれかに提出をしてください。

＜届出に必要なもの＞

医師等の出生証明書、母子健康手帳



—届出先— 住民課 戸籍年金係

☎：23-2463

②低出生体重児の届出

出生体重が2,500g未満の低出生体重児については、出生後、届出が必要です。



—届出先— 保健福祉課 健康推進係

☎：23-4044



③出産育児一時金

出産育児一時金は、出産にあたって加入している健康保険から支給される制度です。加入している健康保険にお問合せください。

＜当別町国保に加入している方が出産したとき＞

赤ちゃん 1 人に対して下表の通り支給されます。（妊娠 85 日以降の死産・流産なども含む。）

なお、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として 1 年以上加入していた方が、その保険をやめ、退職後 6 ヶ月以内に出産した場合は、職場の健康保険の支給を受けるか、国保からの支給を受けるか選択することができます。

＜支給額について＞

対 象	金 額
産科医療補償制度に加入している医療機関で、妊娠 22 週以降に分娩したとき	50 万円
産科医療補償制度に加入していない医療機関で、妊娠 22 週以降に分娩したとき、または妊娠 85 日以降 22 週未満の分娩（死産・流産含む）	48 万 8 千円

＜受取り方について＞

国保（国保連合会）から出産した医療機関に直接支払う制度を原則としますが、出産後に世帯主に出産育児一時金を支払う方法をご利用いただくことも可能です。その場合は出産費全額を医療機関にご自身でお支払いいただくことになります。

＜出産育児一時金の申請について＞

対 象	申請に必要なもの
直接支払制度で本人に差額分の支給がある場合	・医療機関で発行される出産費用のわかる書類（費用内訳明細書、領収書など） ・医療機関で発行される「直接支払制度」に合意する書類 ・保険証 ・世帯主名義の通帳

※出産する病院等が直接支払制度ではなく受取代理制度を実施している場合の手続きやその他ご不明な点についてはお問合せください。



一 届 出 先 一 住 民 課 国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 係 ☎ : 23-2467